



運転免許が失効した職員による 公用車等の運転に対する処分について

令和7年（2025年）10月31日付けで、次のとおり、本市職員に対する処分を行いましたので、公表いたします。

■被処分者及び事案概要

次の職員2名について、運転免許証の有効期限までに更新手続きを行わず、免許を失効し、法定講習を受講して免許の交付を受けるまでの期間において、公用車等を運転した。

1 消防署警防課職員 27歳

免許失効期間：令和6年（2024年）10月17日～11月28日

公用車の運転：上記期間のうち19日間延べ50回運転（うち緊急走行36回）

私用車の運転：通勤等で運転

2 消防本部予防課職員 45歳

免許失効期間：令和7年（2025年）1月3日～3月5日

公用車の運転：1月3日～3月4日のうち9日間延べ10回運転

私用車の運転：通勤等で運転

■処分内容

上記職員2名に対し、減給1か月（給料月額の10分の1）

■処分年月日

令和7年（2025年）10月31日

■今後の対応について（坂野文章消防長）

今回の消防職員の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく損ねることになりましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。このような不祥事が2度とないよう、職員1人1人の法令遵守の意識をより高め、再発防止・信頼回復に努めてまいります。

■関連措置

上記処分に併せ、上司である消防署長（兼）警防課長及び予防課長を厳重注意した。

問合せ	企画部職員課 担当：末崎（すえざき）、伊藤（いとう） 052-613-7563
-----	-----------------------------------------------